

別表(第10条関係)

1 移動支援事業

事業名			利用時間又は 利用回数の上 限	基準額等			利用者負 担額
移動 支 援 事 業	個 別 支 援	社会生活 上必要不 可欠な外 出	1月当たり10時 間	1時間当たり 1,970円		身体介護加算 初回加算	3パーセン トに相当 する額
					身体介護を実施し た場合は、1日に2 時間までの範囲内 で、1時間当たり1, 000円を加算する。		
		余暇活動 等社会参 加のため の外出	1月当たり20時 間	1時間当たり 1,300円		身体介護を実施し た場合は、1日に2 時間までの範囲内 で、1時間当たり7 00円を加算する。	8パーセン トに相当 する額
	グ ル ー プ 支 援	社会生活 上必要不 可欠な外 出	1月当たり10時 間	支援者1人に対 しての人数	利用者1人当た りの単位(1時 間当たり)	身体介護を実施し た場合は、1日に2 時間までの範囲内 で、1時間当たり6 00円を加算する。	3パーセン トに相当 する額
				2人	1,100円		
				3人	900円		
				4人	800円		
				5人又は6人	700円		
		余暇活動 等社会参 加のため の外出	1月当たり20時 間	支援者1人に対 しての人数	利用者1人当た りの単位(1時 間当たり)	身体介護を実施し た場合は、1日に2 時間までの範囲内 で、1時間当たり4 00円を加算する。	8パーセン トに相当 する額
2人				800円			
3人				700円			
4人				600円			
5人又は6人				500円			
通所又は通学 支援		1月当たり46回 (1日2回まで)	車両移送		540円	10パーセン トに相当 する額	
			車両以外		1,000円		

(備考) 基準額等について、利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。